

令和5年度税制改正から読み取る

電子帳簿保存法とインボイス制度への 対応のポイント

目次

1. 電子帳簿等保存制度の更なる見直し

- 優良電子帳簿を利用した過少申告加算税の軽減規定の見直し
- スキャナ保存制度の要件緩和
- 電子取引データの保存方法や検索要件の見直し

2. 消費税の改正とインボイス制度

- 免税事業者が課税事業者となった場合の負担軽減
- 中小企業の仕入税額控除の要件緩和
- 少額の返還インボイスの交付義務の見直し



電子帳簿保存法は、1998年（平成10年）に制定されてから、時代の変化やニーズに合わせて改正を繰り返し、要件の緩和が進められてきました。令和3年度の電子帳簿保存法の改正（施行：令和4年1月1日）では、電子帳簿保存法の要件緩和、国税関係帳簿書類のデータ保存に係る承認制度の廃止、電子取引データの出力書面保存方法の廃止などが見直されました。2023年（令和5年）3月、電子帳簿等保存制度の更なる見直しや、適格請求書等保存方式に係る見直しを含む「令和5年度改正法令」が公布。今回の改正による電子帳簿保存法とインボイス制度への対応のポイントを解説します。

電子帳簿等保存制度の更なる見直し

電子帳簿保存法について

通称「電帳法」とも呼ばれる「電子帳簿保存法」は、従来、紙での保存を義務付けられていた国税関係帳簿書類を電子データで保存できるように定めた法律です。紙のレシート・領収証のような証憑書類もスマホやスキャナーでスキャン保存することで、紙の書類の保存に代えてデータで保存することが認められています。令和5年度の税制改正では、企業の電子化を促進させるため、小規模事業者への配慮も見られます。電子帳簿保存法の改正に関するポイントは3つ！

改正のポイント

1. 優良電子帳簿を利用した過少申告加算税の軽減規定の見直し
2. スキャナ保存制度の要件緩和
3. 電子取引データの保存方法や検索要件の見直し

1. 優良電子帳簿を利用した過少申告加算税の軽減規定の見直し

「優良電子帳簿」とは？

必要な要件を全て満たし、真実性と可視性が確保されている電子帳簿は「優良電子帳簿」として認められ、令和3年税制改正により過少申告加算税を軽減できる特例制度が創設されました。令和5年度の改正では、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置^(※1)の対象帳簿（所得税・法人税）の範囲が変更となりました。

^(※1) 優良な電子帳簿の要件を満たして保存等がされた対象帳簿において、帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあった際に、その申告漏れに課される過少申告加算税の税率を5%軽減する制度

▶ 優良電子帳簿の要件

要件	優良電子帳簿	一般電子帳簿
訂正・削除履歴の確保	○	
相互関連性の確保	○	
検索機能の確保	○	
関連書類の備付け	○	○
見読可能性の確保	○	○

何が変わったの？

これまででは、全ての帳簿を「優良電子帳簿」で保存されなければ過少申告加算税の軽減の特例が適用されませんでした。今後は一部の帳簿で良いことになりました。

▶ 優良電子帳簿の範囲の変更



※令和5年度改正では「その他の帳簿」の範囲を明確化：仕訳帳・総勘定元帳・売上・仕入・売掛・買掛・手形・貸付金・有価証券・固定資産・繰延資産に関する帳簿

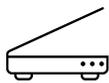
過少申告加算税の軽減

10% → 5%
通常 軽減

2. スキャナ保存制度の要件緩和

真実性の確保を求める実効性の少ない要件が廃止に。

何が変わったの？



- 解像度、階調および大きさに関する情報の確認要件を廃止
- 入力者等に対する情報の確認要件を廃止
- スキャナ文書と帳簿との相互関連性を確認できる対象を重要書類に限定

【現行】

認定タイムスタンプ (付与・検証)	
訂正・削除 履歴保存	
入力時情報確認 (解像度・階調・大きさ)	廃止
入力者情報確認 (確認者・直接監督者)	廃止
相互関連性確保 (関連帳簿との紐づけ)	一部廃止
検索機能確保 (日付・金額・取引先)	

【今後】

認定タイムスタンプ (付与・検証)	
訂正・削除 履歴保存	
相互関連性確保 (関連帳簿との紐づけ) ※重要書類のみ	一部廃止
検索機能確保 (日付・金額・取引先)	



▶ スキャナ保存：システムおよび運用要件

	要件	備考
スキャナ保存システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定タイムスタンプ付与・検証機能 ※一定の要件により不要 ● 訂正及び削除データの履歴保存及び内容確認 ● 相互関連性の確保（証憑データと仕訳明細データを1対1で関連付）※重要な書類のみ ● 検索機能の確保（「取引年月日その他の日付」「取引金額」「取引先名称」による検索） 	JIIMA（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）の認証範囲：電帳法スキャナ保存法的要件認証
入力機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 解像度200dpi以上で入力（4ポイントの文字が判読可能） ● スマホ等のカメラは387万画素以上（800万画素以上を推奨） ● カラー画像（赤青緑各256階調）※一般書類は白黒256階調 	入力機器：スキャナ機器・複合機・スマホ・デジカメなど
出力機器	<ul style="list-style-type: none"> ● 14インチ以上のディスプレイ ● カラープリンター（※4ポイントの文字が認識可能な製品に限る） ● 整然とした形式及び明瞭な状態で出力 	出力機器：PC・プリンターを準備（税務調査時まで準備）
運用 (期限内入力)	重要な書類の入力期限（以下のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> - 速やかに（概ね7営業日以内） - 業務サイクル後速やかに入力（約67日以内） ※一般書類は適時に入力可能	社内入力体制：社内規程整備 スキャナ保存対象書類・入力手順・原本廃棄方法・管理体制などを定め運用

3. 電子取引データの保存要件の見直し

取引情報の授受をデータでやり取りするのが「電子取引」です。その保存方法や検索要件が見直されました。

① システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- 令和4年度改正の経過措置では、2023年（令和5年）12月までは電子取引情報を紙で保存することが一定の要件下で認められていました。これが2024年（令和6年）1月からデータの提示・提出を条件として、出力書面による保存が可能となる。
- 相当の理由によりシステム対応ができなかった事業者等について、令和3年度改正前に行われていた出力書面による保存方法に加え、データのダウンロードの求めに応じることができる場合、真実性の確保（タイムスタンプなど）要件を不要とする。



② 検索機能の確保要件の免除

- 電子取引データを出力書面により保存している場合、または売上高5千万円以下の事業者は、電子取引データのダウンロードの求めに応じることができれば、検索機能の確保要件は不要。

何が変わったの？



- 紙での保存を全面的に廃止するのではなく、2024年以降も、条件を満たしている場合、電子取引データを紙に出力して保存することが容認されることに。ただし、その場合は、データの保存も必要。データの保存は、要件が緩和され、調査官から提出を求められたら提出できるようにしておけばよい。（P4表「電子取引データの保存要件」参照）
- 電子取引データは、「取引年月日」「取引金額」「取引先」で検索できるようにして保存しておく必要があります。検索要件が不要となるのはこれまでは「売上高1千万円以下の企業」とされていましたが、対象者の範囲が拡大されました。

▶ **電子取引データの保存要件**

相当の理由があれば紙での保存も容認されますが、データの保存も必要。
データで保存することを第一に考えましょう！

保存対象となるデータ：送信データ、受信データ



相当の理由有

電子取引データの保存要件（令和5年税制改正大綱）			保存方法	
			データ	書面&データ
①保存場所	納税地	<ul style="list-style-type: none"> 納税地で保存データが出力できれば可 クラウドでもOK 	○	○
②保存期間	7年間	<ul style="list-style-type: none"> 法定申告期限の翌日から起算 欠損事業年度の場合は10年保存 	○	○
③真実性	<ul style="list-style-type: none"> 送信者側でタイムスタンプ付与・送受信者側で検証機能が必要 	左記のいずれか （電子取引の授受方法ごとに選択）	○	—
	<ul style="list-style-type: none"> データの授受後67日以内にタイムスタンプを付与 			
	<ul style="list-style-type: none"> 訂正削除不可（又は訂正削除履歴保存）なシステムでデータを授受及び保存すること 			
	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を備付け・運用すること 			
④可読性	関係書類の備付け	システムの概要・操作マニュアル等を備え付け	○	—
	見読性の確保	整然とした形式で明瞭な状態で出力・出力機器等の備付け	○	—
	検索機能の確保 ※売上5千万円以下の場合は検索要件はDLの求めに応ずるのみ	【検索項目】取引年月日その他の日付・取引金額・取引先名称 【検索方法】日付・金額情報の範囲指定・2以上の項目による条件設定・検索結果表示(ダウンロード(DL)の求めに応じる場合を除く)	○	DL

要件の簡略化

消費税の改正とインボイス制度



インボイス制度について

2023年（令和5年）10月に開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の金額を適正に計算するための方式です。インボイス制度が開始されると、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として売手から発行された請求書・領収書・納品書などのインボイス（適格請求書）の保存が必須となります。令和5年度改正では、小規模事業者を中心に事業者の負担を軽減するために、インボイス制度対応の緩和措置が取られました。

改正のポイント

1. 免税事業者が課税事業者となった場合の負担軽減
2. 中小企業の仕入税額控除の要件緩和
3. 少額の返還インボイスの交付義務の見直し

1. 免税事業者が課税事業者となった場合の負担軽減（2割特例）

「免税事業者」が「課税事業者」を選択した場合に、消費税の納税負担を売上税額の20%に軽減する特例です。免税事業者（基準期間の課税売上高1000万円以下の事業者）が課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者として登録する場合に対象となります。

- ▶ 適用期間：インボイス制度施行後3年間の時限措置
2023年（令和5年）10月1日～2026年（令和8年）9月30日の属する課税期間が対象。

2. 中小企業の仕入税額控除の要件緩和（少額特例）

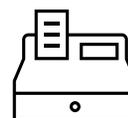
インボイス制度が開始される2023年（令和5年）10月1日以降、仕入れ税額控除には原則としてインボイスが必要となりますが、1万円未満の課税仕入れについては、中小企業の事務負担を軽減するために、帳簿に所要事項を記載すればインボイスがなくても仕入税額控除ができることとなりました。

- ▶ 適用期間：インボイス制度施行後6年間の時限措置
2023年（令和5年）10月1日～2029年（令和11年）9月30日まで対象。
- ▶ 対象事業者：基準期間（前々年・前々事業年度）の課税売上高が1億円以下の事業者（前年又は前事業年度開始の日以後6か月の課税売上高が5千万円以下の場合特例対象）

3. 少額の返還インボイスの交付義務の見直し

決済の際に、売り手が負担する振込手数料（振込手数料相当額の値引き）やその他の経費負担などに配慮した改正です。返品や値引きによる売上の返還等に交付する書類は「返還インボイス」と呼ばれますが、1万円未満の少額な値引きや返品等では、返還インボイスは不要となりました。

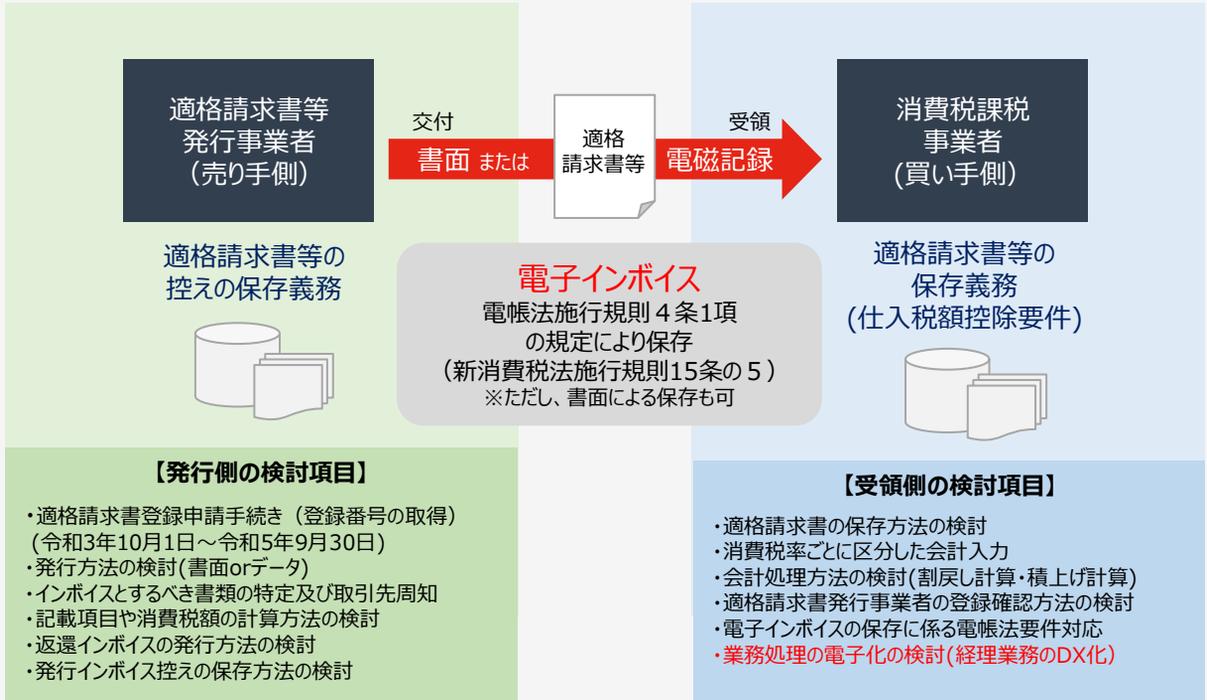
- ▶ 適用期間：インボイス制度施行後に適用
2023年（令和5年）10月1日以降の1万円未満の返品や値引き等が対象。



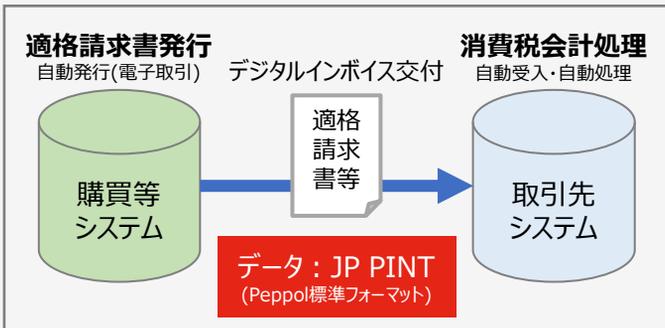
インボイス制度への対応は？

■ インボイス制度へはどのように対応する？

【適格請求書の発行側・受領側の検討】



【デジタルインボイス推進協議会】



標準請求書フォーマットによりインターフェース構築費用が削減

「デジタルインボイス推進協議会（EIPA）」は、中小・小規模～大企業までの幅広い事業者が、容易かつ低コストで、デジタルインボイスのやり取りが可能となるよう「Peppol（ペポル）」という国際標準仕様をベースとした日本におけるデジタルインボイスの標準仕様について、関係省庁等と連携検討されました。

JP PINTは、Peppolネットワークでやり取りされるデジタルインボイスの日本の標準仕様です。消費税の適格請求書等保存方式における「適格請求書」に対応するPeppol BIS Standard Invoice JP PINTが公開されています。

■ お役立ちリンク

[電子インボイスの標準仕様の普及等／デジタル庁](#)

[デジタルインボイスとは／デジタルインボイス推進協議会（EIPA）](#)

[デジタルインボイス（Peppol）／ファーストアカウンティング](#)

[お役立ち情報（インボイス制度、電子帳簿保存など）／ファーストアカウンティング](#)

[紙の請求書/領収書を一瞬でデータ化するAI経理エンジン／ファーストアカウンティング](#)

[ウェブブラウザで完結する、クラウド型の会計ソリューション／ファーストアカウンティング](#)

ファーストアカウンティング株式会社

「経理、その先へ」 - 正確で早い会計と戦略経理をAIで実現

経理特化型AIで実現する業務改革

請求書



入力・確認の自動化



照合の自動化

領収書



入力・確認の自動化



照合の自動化

ファーストアカウンティングが提供するサービス



Remota

<https://www.fastaccounting.jp/remota/>

ウェブブラウザで完結する、クラウド型会計ソリューション

請求書の処理に特化したクラウドサービス。請求書に記載されている日付・金額・仕入先などの情報をOCRで読み取り、AIによる検算や勘定科目の特定などを行い、ERPやワークフローと連携します。



Robota

<https://www.fastaccounting.jp/robota/>

紙の請求書/領収書を一瞬でデータ化 - カスタマイズ可能なAI経理エンジン

APIで提供する経理業務効率化を目的としたAIエンジン。請求書や領収書のOCRによる読み取りや、振分・台紙切取などの前処理、仕訳や確認など、様々なAIエンジンを用意しています。

デジタルインボイス

<https://www.fastaccounting.jp/service/peppol/>



2022年8月、当社は日本におけるPeppolのサービスプロバイダーとしてデジタル庁より正式に認定を受けました。Peppolアクセスポイントを介したデジタルインボイスの送受信の実現に向けてサービス開発を進めています。

| お問い合わせ |

電子帳簿保存法、インボイス制度のご相談は
ファーストアカウンティングへ
<https://www.fastaccounting.jp/contact/>



会社概要

FAST ACCOUNTING



ファーストアカウンティング株式会社 「経理、その先へ」

代表取締役社長：森 啓太郎

設立：2016年6月

住所：〒105-0013

東京都港区浜松町1-6-15 VORT浜松町I 3階

主要業務内容：AIによる会計支援業務

独自のAI-OCR技術で紙証憑をデジタル化することで、
経理の負担を軽減し、貴社の生産性向上を支援いたします。